

V 山形大学に関する加盟判定審査結果  
(大学基準協会)

山形大学  
学長 仙道 富士郎 殿

財団法人 大学基準協会  
会長 大南 正



貴大学の正会員への加盟・登録に関する件について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴大学の正会員への加盟・登録に関する件につきましては、平成14年3月8日開催の評議員会および理事会において、満場一致をもって承認されましたので、同封の「山形大学に関する加盟判定審査結果」のとおりご通知いたします。

上記「結果」におきましては、貴大学の一層の充実向上を期待するため、勧告、助言および参考意見を付していますので、その点もよろしくご高配下さいますようお願いいたします。

本来、正会員は、勧告等の有無にかかわらず、自らの大学の掲げる理念・目的を達成するために、自主的かつ恒常的にその質的水準の向上を期して努力すべきはいうまでもありません。このたび「勧告」あるいは問題点の指摘に関する「助言」の付せられた大学におかれましては、「勧告」の趣旨に添った対応策を講じられるとともに、「助言」の趣旨も可能な範囲で参酌され、その改善実施の概況に関して「改善報告書」をお取りまとめの上、平成17年7月末日までに本協会会長宛にご提出願うこととなっております。また、自己点検評価に対する学外からの検証結果の社会への積極的公表が要請されていることから、上記「結果」の公表、とりわけ「概評」部分の公表につきましては、ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

なお、貴大学の正会員への加盟・登録年月日は、平成14年4月1日付となりますので、何とぞご承引下さいますようお願いいたします。また、本年度より、加盟判定審査結果作成の基礎資料として作成された大学審査分科会および各専門審査分科会の主査報告書を当該大学にのみ開示することとなりました。主査報告書の開示をご希望される大学におかれましては、学長名・学長公印のある文書によって協会会長宛ご請求ください。主査報告書の写しをお送りいたします。なお、送料は貴大学のご負担となりますので予めご了承ください。

敬具

同封文書

- 1 「山形大学に関する加盟判定審査結果」
- 2 正会員及び賛助会員に関する規程

## 山形大学に関する加盟判定審査結果

### I 加盟判定審査結果

平成13年度判定委員会において、貴大学は、大学基準に適合しているものとして、正会員への加盟・登録を行うことが適当である旨の判定結果が下され、かつ、評議員会および理事会において、同判定結果が満場一致をもって承認されたので、ここに正会員への加盟・登録を承認する。

### II 勧告・助言

#### [1] 概 評

「学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授伝授し知的道徳的及び応用的能力を展開させて、平和的民主的な国家社会の形成に寄与し、文化の向上及び産業の振興に貢献すること」を理念として掲げ、新たに、教育面では、総合的な教養教育の提供、専門的な職業能力の育成、地域社会への生涯学習機会の提供を、実現する機能を持たせること、研究面では、伝統的な個別専門分野に関わる研究の深化・発展、文理融合の視点に立った科学に関わる創造的研究の推進、最先端の研究への志向、という機能を持たせることを目標とし、地域との連携を図りながら特徴ある大学に向けて努力している点は評価できる。また、自己点検・評価体制が整備され、全学の自己評価委員会と各部局の自己評価委員会による評価活動と、その結果がフィードバックされて改善・改革に反映されるシステムが形成されていることは評価できる。

しかしながら、いくつかの点で、なお改善すべき点が見受けられるので、勧告にしたがって向上に努めるとともに、助言にも配慮されたい。すなわち、学生の受け入れについては教育効果の観点から、入学定員の遵守と留年生問題への対応について真摯に検討されたい。また、山形県内の4箇所キャンパスが分散していることも一因となって、各学部の独立性が強く、大学と学部、学部間相互の連携に円滑さを欠き、総合大学としての教育研究上のメリットが生かされていない。この問題に対し、学部間の教育理念・教育目標の一体化と協力体制の確立、並びに学部の自主性と全学的見地からの調和を図りながら、学長を中心とする管理責任体制のもとで、全学的な教育研究体制の整備が望まれる。生涯学習の促進、国際交流と留学生教育への対応には、積極性が欠けているようであるので、改

善が望まれる。

なお、大学の自己点検・評価から得られた結果についても積極的に活用し、一層の質的向上を図られるよう期待する。

## 〔2〕 大学に対する提言

### 一、勸告

#### 1 学生の受け入れについて

- (1) 工学部情報科学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、是正されたい。
- (2) 工学部の入学者選抜試験合否判定過誤の問題については、大学基準協会の求めに応じて追加的な報告書が提出され大学としての対応状況が確認されたが、今後、入学者選抜を誤りなく、かつ厳正に実施するため、入学者選抜に関する業務を各学部へ一任せずに大学全体としての責任を明確にした全学的な入学者選抜組織のもとに、管理実施体制を強化されたい。

#### 2 施設・設備等について

工学部では、講義室・演習室が狭いので改善されたい。

#### 3 図書等の資料及び図書館について

医学部分館の閲覧室座席数の増加を図られたい。

### 二、助言

#### ① 長所の指摘に関わるもの

##### 1 教育研究上の組織について

国立大学の工学部としては、比較的限定された専攻分野とも思われる物質工学、機械工学、電子情報工学の3分野に絞り、これを細分化して特徴ある教育・研究を進めていることは、評価できる。

##### 2 学生の受け入れについて

医学部や理学部、農学部などにおいて、入試時の成績と入学後の追跡調査によって、学生受け入れ方法の点検と改善への努力を払っていることは、評価できる。

##### 3 教育課程について

- (1) 「学生による授業評価」等を通じて指摘された問題点の原因を追求し、教育効果を向上する対応策を考えている点は、評価できる。
- (2) ファカルティ・ディベロップメントの一環として行われている「教養教育ワークショップ」は、今後さらなる発展が期待される。
- (3) 医学部における、1年次の早期体験実習としての救急医学現場体験、3年次の基礎・臨床講座に配属させるチュートリアル方式の研究指導は、評価でき

る。

(4) 工学部においては、学生の学力に応じて、通常クラスとアドバンスクラスに分けて授業を行っているのは、一つの試みとして評価できる。

4 図書等の資料及び図書館について

種々の制約がある中で、多くの図書館において土、日曜日も開館していること、図書館の電子化を進めていることなど、利用者へのサービス向上に努力していることは、評価できる。

5 学生生活への配慮について

学生寮の利用率が高いこと、留学生用宿泊施設が充実していること、初年次学生を中心に身心両面の健康保持のため保健管理センターなどによる適切な対応、課外活動の積極的な支援など、学生の厚生指導への取り組みは、高く評価できる。

6 地域との連携について

各学部の特徴を生かした教員による学外活動、民間との共同研究件数の急増、県及び山形市との大学懇談会の実施、地域の高等教育機関へのインターネット接続サービスなど、積極的に地域との連携を行っていることは、評価できる。

② 問題点の指摘に関わるもの

1 教育研究上の組織について

総合大学としての機能が十分に発揮されていないように見受けられる。将来計画に大学院重点化を目指す学部もあるが、大学全体の将来構想を明確にし、総合大学として特色ある教育研究機関としての位置づけの確立が望まれる。

2 学生の受け入れについて

- (1) 工学部における主として夜間開講のBコースについては、コース設置の本来の目的であった勤労学生及び社会人の受け入れが減少傾向を続けているので、改善策を検討されたい。
- (2) 人文学部では3年次編入定員に対して在籍者が下回っているので、改善が望まれる。
- (3) 教育学部人間環境教育課程、農学部生物環境学科では定員割れが続いているので、その原因を分析するとともに、今後の改善を図られたい。
- (4) 理学部数理科学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、是正に努力されたい。また、理学部数理科学科、物理学科、物質生命化学科においては、教育上の見地から、留年の問題に対して配慮されたい。

3 研究活動について

提出された資料によると、人文学部、教育学部、農学部において研究活動の不発奮な教員が散見されるので、研究活動の活性化が望まれる。

4 施設・設備等について

人文学部においては講義室・演習室がやや狭いなので、改善に努力されたい。

5 管理運営について

学部の自主性と全学的見地との調和を図りながら、学長を中心とする管理責任体制のもとで、教育研究体制の整備と運営に配慮されたい。

6 国際交流について

国際交流のための基金設置について、いまだ学内合意に至っていないなど、大学としての国際交流活動は活発といえないので、さらなる活性化が望まれる。

### 三、参考意見

判定委員会において、以下の意見が示されたので参考とされたい。

- 1 教育学部では改組により、教育課程が内容・方法とも大幅に変更されたが、そのために教員及び学生の双方に過重負担の問題が生じている。「点検・評価報告書」でも指摘しているように、授業科目全体の有機的な関連を見直し、スリム化していく必要がある。
- 2 医学部に期待される生涯学習は、卒後教育の企画立案、特に卒後研修義務化への対応、関連病院との教育上の連携、さらに、地域医療従事者に対する生涯学習、医師会との積極的連携、地域住民に対する啓蒙活動など少なくないので、積極的な取り組みが望まれる。
- 3 研究活動は、非常に活発に展開している一部の教員に頼っているきらいがある。科学研究費等の競争的資金の獲得により研究活動の活性化に努めるべきであり、そのためにも大学あるいは学部全体として取り組む必要がある。大学全体としての研究活性化が、研究実績、施設・設備の状況などから、すぐには実現できないのであれば、研究を分野によって重点化し、特徴を出すことも考えられよう。
- 4 地域との交流は各学部においてそれぞれ活発に行われているが、分散型キャンパスの特性によって各学部の立地する地区中心の活動となる傾向にある。各キャンパスが協力して大学全体としての地域連携に結びつけることが望まれる。そのためにも全学的な対応組織が必要であると思われる。

正会員及び賛助会員に関する規程（案）

昭34. 12. 18決定	昭56. 3. 24改定
昭38. 12. 17改定	平6. 11. 21改定
昭46. 8. 12改定	平7. 10. 19改定
昭48. 2. 24改定	平8. 2. 19改定
昭50. 3. 18改定	平13. 10. 25改定
昭52. 3. 22改定	

第1条 寄附行為第30条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 正会員及び賛助会員は、それぞれこの法人に登録するものとする。

第3条 正会員は、この法人の事業を支える大学であつて、所定の加盟申し込みをし、かつ、評議員会の賛成を経て理事会において承認されたものとする。

2 正会員となるためには、寄附行為第4条第1項の規定により別に定められた規程に基づき、審査・判定を受けなければならない。

第4条 正会員は、10年毎を目途に、寄附行為第4条第1項の規定により別に定められた規程に基づき、相互評価を受けるものとする。

2 正会員は、所定の申し込みに基づいて相互評価の申請を行い、評価結果について評議員会の賛成を経て理事会の承認を得ることを要する。

第5条 賛助会員は、この法人の事業を賛助する大学であつて、所定の加盟申し込みをし、理事会において承認されたものとする。

2 賛助会員は、将来この法人の正会員となることができる。

第6条 正会員及び賛助会員が脱退しようとするときは、所定の脱退届を提出するものとする。

2 正会員及び賛助会員が所定の正会員費及び賛助会員費を納付しないときは、脱退したものとみなす。

第7条 正会員の正会員費は、大学及びその保有する学部・大学院研究科につき、次の単価により計算した合計額とする。ただし、下記の夜間に授業を行う学部とは、昼間の学部と同じ授業を行う学部を言う。

1 大学

ア 大学 年額 35万円

イ 学部 1学部 年額 10万円

ウ 夜間に授業を行う学部（昼夜開講制の夜間主コースもこれに準ずる）

1 学部	年額	5万円
2 大学院		
ア 大学院研究科（前号 a 大学に設置されているもの）	年額	10万円（一括）
イ 大学院大学	年額	35万円
ウ 大学院大学の研究科		
1 研究科	年額	10万円

第8条 賛助会員の賛助会員費は、大学として年額10万円とする。

第9条 正会員費及び賛助会員費は、毎年指定の期日までに納付すべきものとする。

第10条 この規程の改定は、評議員会の賛成を経て、理事会が決定する。

#### 附 則

この規則は、平成13年5月18日から施行する。